

青森県報

第三千六百六十四号

平成二十五年

三月十一日
(月曜日)

目次

告 示

障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞

退……………(障害福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

潜水調査業務の競争入札参加資格……………(水産振興課) ……一

公共測量の終了……………(監 理 課) ……六

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札……………(監 理 課) ……六

建設業者の許可の取消し……………(三 八 地 域 民 局) ……七

右 同……………(上 北 地 域 民 局) ……七

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表……………(事 務 局) ……八

告 示

青森県告示第百七十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(精神通院医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条

第三号の規定により公示する。

平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
カド薬局 中里医院 有限会社ほてい 堂薬局 訪問看護ステーションやよい	青森市大字浅虫字蛸谷六五 上北郡野辺地町字上小中野八 青森市古川一丁目一六の一〇 青森市大字矢田前字弥生田四七の二	平成二五・三・五 二五・四・一 "

青森県告示第百七十七号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	担 当 す る 医 療 の 種 類	指 定 辞 退 年 月 日
相原内科小児科 医院	弘前市大字青山三丁目 八の二	免疫に関する医療	平成二五・四・二

青森県告示第百七十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が平成二十五年六月一日から平成二十七年五月三十一日までの間において、潜水調査業務(水域においてスクーパー潜水器を用いて潜水し、水域中の底質や生物の採取、観察等を行い、県に採取物、撮影写真・ビデオ、観察スケッチ、測定記録等を成果品として納入する業務をいう。以下同じ。)の委託契約を一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により締

結する場合における競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）の申請の時期及び方法を次のとおり定めたので、同令第六十七条の五第二項及び第六十七条の十一第三項において準用する同令第六十七条の五第二項の規定により公示する。

平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 競争入札参加資格

競争入札参加資格は、次のとおりである。

- 1 潜水調査業務の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況からみて、県の契約の相手方として適当と認められること。
- 2 三に規定する潜水業者資格審査申請書（添付書類を含む。）の重要な記載事項について記載し、かつ、その記載内容が事実と反していないこと。
- 3 潜水調査業務を行うに当たり法律上必要とする資格を有すること。

二 資格審査の申請の時期

資格審査の申請の時期は、平成二十五年四月一日から同年四月三十日までとする。ただし、申請者が他の時期に当該申請を希望する場合は、この限りでない。

三 資格審査の申請の方法

資格審査の申請は、潜水業者資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、農林水産部水産局水産振興課へ提出して行わなければならない。

- 1 会社概要（第二号様式）
- 2 経営規模総括表（第三号様式）
- 3 潜水調査等実績調書（直前二年分）（第四号様式）
- 4 潜水技術者等経歴書（第五号様式）
- 5 潜水器具・装置の設備状況（第六号様式）
- 6 貸借対照表（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 7 損益計算書（直前二年の各事業年度における決算によるもの）
- 8 申請者の登記事項証明書等
- 9 納税証明書（次に掲げる税目について、未納、滞納がないことの証明）

（一）法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税

（二）個人事業者の場合

消費税及び地方消費税、個人事業税、個人住民税

四 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、書面により申請者に通知する。

五 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、四の規定による通知において指定する日から平成二十七年五月三十一日までとする。

六 申請書の記載事項の変更届等

申請書を提出した者は、次に掲げる事項について変更があったとき、営業を廃止したとき又は休業するときは、潜水業者資格審査申請書記載事項変更（休・廃業）届（第七号様式）を提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 所在地又は住所
- 3 代表者の氏名
- 4 その他競争入札参加資格に関し重要と認められる事項

第1号様式

平成 年 月 日

青 森 県 知 事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書

青森県が行う潜水調査業務の受託に係る資格の審査について、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

第2号様式

会社概要

1 商 号

2 所 在 地

3 設 立

4 資 本 金

5 営 業 種 目

第7号様式

平成 年 月 日

青 森 県 知 事

殿

申請者 所在地又は住所

商号又は名称

代表者職氏名

潜水業者資格審査申請書記載事項変更 (休・廃業) 届

青森県の潜水業者資格審査申請書を提出していますが、

記載事項について、下記のとおり変更したので
次のとおり営業を 休止・廃業 したので

届け出ます。

なお、この変更届の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

1 記載事項変更 記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2 休・廃業 期間 年 月 日 ～ 年 月 日
 休業 年 月 日 廃止 年 月 日

青森県告示第百七十九号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

青森河川国道事務所

二 測量の種類

公共測量（3級水準測量）

三 測量の期間

平成二十四年八月二十九日から平成二十五年一月三十一日まで

四 測量の地域

五所川原市十三ノ相内（十三湖）

つがる市富港町（十三湖）

北津軽郡中泊町大字今泉（十三湖）

公 告

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
十和田市大字相坂字高見下三三五	雑種地	一、九六九・一五平方メートル

二 予定価格 金百四十一万八千円
 三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所
 青森市長島一丁目の一

五 入札及び開札の場所及び日時
 青森県土木整備部監理課 電話 〇一七(七三四)九一四三

1 場所
 十和田市西十二番町二〇の二二
 十和田合同庁舎 三階E会議室

2 日時
 平成二十五年三月二十二日(金) 午前十一時

六 入札保証金及び契約保証金の額
 契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期
 落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限
 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 土地の行政的条件 都市計画区域外 農用地区域内

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 若本建設工業有限公司
 二 代表者の氏名 若本 三之丞

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字下名久井字下夕町二
 四 許可番号 青森県知事許可(般 二二三)第一二八五八号

五 取消年月日 平成二十五年二月六日
 六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
 七 取消しの原因となった事実

平成二十五年一月十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年三月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 大場電気

二 氏名 大場 茂

三 主たる営業所の所在地 上北郡おいらせ町鶉久保一四の三

四 許可番号 青森県知事許可(般 二四)第五〇〇九九号

五 取消年月日 平成二十五年二月二十一日

六 取消しに係る建設業の許可

電気、電気通信工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十四年十二月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

監 査 報 告

監査結果に対する措置の公表

平成25年 2月15日付け青森県報号外第7号で公表した監査の結果について、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年 3月11日

青森県監査委員 泉 山 哲 草
同 元 木 篤 子
同 岡 藤 兼 光
同 岡 元 行 人

監査箇所名	監査結果	措置の内容
地方独立行政法人青森県産業技術センター	生産した米及び稲種子において、出納の事務処理が適正でないものがある。	生産した米及び稲種子について、生産したときに受入れの処理を行うこととし、売却しない稲種子等についても生産品等管理調書及び生産品等受払簿を作成し、適正な事務処理を行うこととした。
青い森鉄道株式会社	業務委託費において、積算が適正でないものがある。 営業費において、検査が適正でないものがある。	複数人による検算などにより今後同様の事態が生じないよう、文書で周知徹底した。 今後、財務規程に定めた検査を適正に実施するため、具体的な処理方法を定めた通知文書を会社員向けに作成し、全社員に周知するとともに、各職場の所属長に対し、当該通知文書の順守と所属社員への指導について指示した。また、支払い担当部署において、適正に検査が行われつつあるかを確認のうえ支払事務とした。

財団法人青森県身体障害者福祉団体連合会	委託料の契約において、契約書の公印使用承認印を受けずに、公印を使用し契約を締結しているものがある。	平成24年12月13日に、公印使用承認印を受けていない契約起案を確認し、内容に問題はなかったため、公印使用承認印を押印した。今後は、公印使用承認印の押印を徹底するように努める。
	人件費（住居手当）において、支給額を誤っているものがある。	平成25年 1月24日に、指摘のあった2件について、住居手当の再認定を行い、是正した。今後は、チェック体制を強化し、適切な住居手当の認定に努める。

(発行所・発行人) 青森市長 奥田 一 番 一 号
青 森 県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町 一 番 七 七 号
東 奥 印 刷 株 式 有 限 公 司

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭